

LP ガス取引適正化・料金透明化に向けた自己適合宣言

2024年4月2日、経済産業省は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を公布しました。本省令は、法第16条第2項の規定に基づく「販売の方法の基準」として、LPガスの商慣行を是正するための新たな規律を設けるものです。

(有)塚原油店では、改正省令を遵守し、取引適正化・料金透明化に向け取り組んでまいります。

過大な営業行為の制限

正常な商慣習を超えた利益供与は行いません。

消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替を制限するような条件付き契約の締結は行いません。

三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)

基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制(設備費用の外出し表示)導入に向け準備を進めます。

LPガス消費と関係のない設備費用をLPガス料金に計上することはありません。

賃貸住宅向けLPガス料金において、設備費用をLPガス料金に計上することはありません。

LPガス料金等の情報提供

顧客である消費者様にLPガス料金の事前提示に努めます。

また情報提供の要請があった場合は、それに応じます。

(有)塚原油店